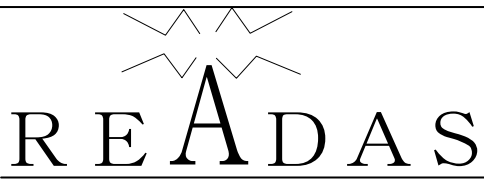


第 5605 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 12月 5日 月曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

民法改正パブコメ

Q：民法改正のパブリックコメントの結果が公表されたそうですが、どんな内容だったのですか？

A：次のような内容になっています。

【解説】

さきごろ、民法(相続関係)改正のパブコメの結果が公表されました。

主な内容は、次のようなものです。

- 配偶者の居住権を保護するための方策
 - ①短期居住権の新設
配偶者には、遺産分割が終了するまで、無償で居住建物を使用できるようにする。
 - ②長期居住権の新設
居住建物を終身又は一定期間、使用することを認める権利を創設し、配偶者には、この権利を取得することができるようにする。
- 遺産分割に関する見直し
 - ①配偶者の相続分の見直し
見直し案が2案挙げられています。
 - ②その他
可分債権の遺産分割の取扱いの見直し
- 遺言制度に関する見直し
 - ①自筆証書遺言の方式緩和
 - ②自筆証書遺言の保管制度の創設
- 遺留分制度に関する見直し
遺留分権利者が権利行使した場合には、原則として金銭債権が発生することとする。
- 相続人以外の者の貢献を考慮する方策
被相続人の療養看護等を行った相続人以外の者には、相続人に対して金銭請求をすることができるようにする。

